三　電気通信業務を行うことを目的とする地球局
(1)　設備規則第四十九条の二十三の八に規定する技術基準のうち地球局に係るもの
(2)～(5)　［略］
［四　略］
五　電気通信業務を行うことを目的とする携帯移動地球局
(1)～(9)　略］
(10)　設備規則第四十九条の二十三の七に規定する技術基準
(11)　設備規則第四十九条の二十三の八に規定する技術基準のうち携帯移動地球局に係るもの
(12)～(19)　［略］
［六～十二　略］
（簡易な操作）
第三十三条　法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。
［一～五　略］
六　次に掲げる無線局（適合表示無線設備のみを使用するものに限る。）の無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作
［(1)～(4)　略］
(5)　地球局（設備規則第四十九条の二十三の八に規定する技術基準に適合する無線設備を使用するものであつて、屋内その他他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するものに限る。以下「特定地球局」という。）
(6)　［略］
［七・八　略］
（備付けを要する業務書類）
第三十八条　［略］
［2～7　略］
8　前各項の規定にかかわらず、包括免許に係る特定無線局に備え付けておかなければならない書類は免許状（第十五条の二第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる無線局にあつては、免許状及び法第二十七条の六第三項の規定による届出書の写し）とし、当該包括免許に係る手続を行う包括免許人の事務所に備え付けなければならない。この場合において、第四項の規定は、当該免許状について準用する。
［9～11　略］
（免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることができる無線局）
第四十一条の二の三　法第七十条の八第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。
［一・二　略］
三　特定地球局
（定期検査を行わない無線局）
第四十一条の二の六　法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。
［一～十五　略］

三　［同上］
［新設］
(1)～(4)　［同上］
［四　同上］
五　［同上］
(1)～(9)　同上］
［新設］
［新設］
(10)～(17)　［同上］
［六～十二　同上］
（簡易な操作）
第三十三条　［同上］
［一～五　同上］
六　［同上］
［(1)～(4)　同上］
［新設］
(5)　［同上］
［七・八　同上］
（備付けを要する業務書類）
第三十八条　［同上］
［2～7　同上］
8　前各項の規定にかかわらず、包括免許に係る特定無線局に備え付けておかなければならない書類は免許状（第十五条の二第二項第一号及び第三号に掲げる無線局にあつては、免許状及び法第二十七条の六第三項の規定による届出書の写し）とし、当該包括免許に係る手続を行う包括免許人の事務所に備え付けなければならない。この場合において、第四項の規定は、当該免許状について準用する。
［9～11　同上］
（免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることができる無線局）
第四十一条の二の三　［同上］
［一・二　同上］
［新設］
（定期検査を行わない無線局）
第四十一条の二の六　［同上］
［一～十五　同上］